21 子ども・子育て支援施策の充実について

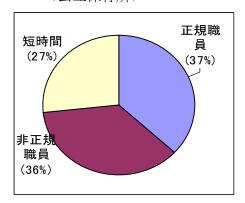
《提案・要望の内容》

- 〇保育士等の処遇改善は、保育士の確保及び質の向上を図る上で重要であること から、抜本的な取組を講じること。
- 〇保育所保育士の配置基準の見直しを実態に即して確実に改善すること。特に、 2歳児(6:1)から3歳児(20:1)になった途端急に手薄になり、現場 の負担感が大きいことから、すみやかに改善すること。
 - ※保育現場では、多様な保育ニーズへの対応等により保育士の業務が増加しており、現在の国の保育士配置基準では実態に合っていない。また、税収減、三位一体改革による地方交付税の減などにより市町村財政が悪化し、保育現場の非正規職員を増やさざるを得ない状況であり、保育士の処遇改善、配置基準の見直しが必要。
 - ※鳥取県では、1歳児担当保育士の単県加配を実施。本年度から3歳児も同様の加配を実施。 また、本年度まで安心こども基金を財源とし、市町村の研修事業を支援してきた。
- 〇病児・病後児保育施設の安定した事業運営を確保するため、国庫補助基準額の 引き上げを行うとともに、長時間開設の二一ズに対応した保育時間による加算 制度を設けること。
 - ※鳥取県では、保育園児を持つ保護者の52.3%が子どもが病気のときに見てくれる同居の家族がいない、または親族等が身近にいない等により困ったことがあり、子どもが病気のときに安心して預けることのできる施設のニーズは高い。
 - ※季節による利用者の変動が大きく、実際には国の示す職員配置より手厚い職員配置が必要となる場合がある。また、長時間の開設など保護者の多様なニーズに対応するため、 国庫補助基準額の引き上げ並びに保育時間による加算制度が必要。
- 〇児童の遊びを指導する者を活用できるよう放課後児童クラブの国庫補助基準額 を上げるとともに、利用者の人数及び利用時間のニーズなど現場の実態を踏ま えた補助制度の充実を図ること。
- ○障がい児の障がいの程度・人数に応じた適正なクラブの職員配置ができるよう 必要な財源措置を行うこと。
 - ※安全管理上45人以下を適正規模とし、それを超える場合は国庫補助基準額を低く設定されているが、クラブ運営に係る財源が厳しく、基準額が実態にあっていない。
 - ※現行の国の補助制度では、放課後児童クラブにおいて障がい児加配に対する担当職員を 配置する際、配置人数に関わらず定額補助(1名相当分)となっている。
 - ※現場では、障がい児を受け入れるクラブが増えてきており、障がい児の障がいの程度、 人数に応じた適正な職員配置ができるよう補助制度の充実が必要。
- 〇子ども・子育て新制度の詳細な制度設計に当たっては、地域住民や自治体への 迅速な情報提供と丁寧な説明を行い、子どもが不利益を被ることのないように 地方の実情に応じた制度とし、実施に必要な財源措置を確実に行うこと。
 - ※小規模保育事業の認可・確認にあたり、3歳以上児のみを対象とする場合や、19名を超える定員の弾力化の取扱いについて、地域の実情に応じた対応が可能となるようにすること。
 - ※現在、幼稚園では、標準の幼児教育時間と預かり保育を組み合わせることにより、事実 上保育に欠けている満3歳以上の子どもを保育しているが、新制度では、保育の必要性 が認定された満3歳以上の子どもが利用できる教育・保育施設は、認定こども園と保育 所に限定されている。そうした子どもが転園を強いられることがないよう特例施設型給 付と預かり保育の併用ができるようにすること。

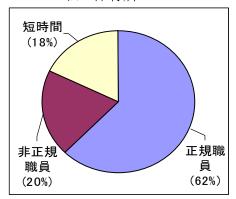
<参考>

○鳥取県内の保育従事者の状況 ~ 公立で約6割、私立では約4割が非正規職員

<公立保育所>



<私立保育所>



保育所保育士配置基準

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国 基 準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1
県独自加配		4.5:1		15:1	

※加配は、雇用形態に即して正職員・非正規職員単価を選択可能

○鳥取県内の病児・病後児保育事業の実施施設(H25)

<施設型>

病児・病後児保育施設 病後児保育施設

7施設(うち平成24年度国庫補助対象施設 6施設)

13施設(うち平成24年度国庫補助対象施設 7施設)

<非施設型>

病児·病後児保育施設 1 施設(平成 2 4 年度開設)

平日の開設時間(20施設中)

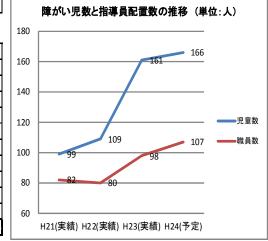
11 PAD TIME (= PAD T)		
開設時間	施設数	備考(最長最短時間)
9 時間未満	3	最短7時間30分
9時間以上10時間未満	1 0	
10時間以上11時間未満	4	
11時間以上12時間未満	2	
12時間以上	1	最長12時間

○鳥取県内の放課後児童クラブにおける障がい児数(H24)

区 分	クラブ数	障がい児数
①障がい児1名	32クラブ	32人
②障がい児2名以上	45クラブ	134人

障がい児3人以上のクラブ数(H24)

	(1121)					
市町村	障がい児数					
	3人	4人	5人以上			
鳥取市	4クラブ					
米子市	5クラブ	2クラブ	1クラブ			
倉吉市	4クラブ	2クラブ				
境港市	2クラブ					
智頭町	1クラブ					
琴浦町	4クラブ					
北栄町			2クラブ			
日吉津村	1クラブ					
南部町	2クラブ					
計(9市町村)	23クラブ	4クラブ	3クラブ			



○鳥取県内の私立幼稚園の状況(27園)

預かり保育(通常の教育時間終了後に行う保育)の実施園 子育て支援活動(2歳児預かり)の実施園

27園(100%) 25園(93%)

22 不妊治療支援対策の充実について

《提案・要望の内容》

- 〇子どもを望む人が経済的な理由から治療を諦めることのないよう、不妊患者を 対象とした不妊治療の保険診療適用を拡大すること。
- ○多くの経費がかかる特定不妊治療費の助成額について、実態に即して増額する とともに、年間助成回数及び所得制限の基準を緩和すること。
- 〇不育症の検査・治療についての研究を推進し、支援策の充実を図ること。
 - ※子どもを望んでいても子どもに恵まれない夫婦は7組に1組ともいわれており、不妊治療を受ける夫婦が年々増加している。一般不妊治療のうち人工授精については、保険診療の適用外となっており、1回あたりの自己負担額は高額とはいえないものの治療全体に係る経済的負担は大きい。
 - ※特定不妊治療については、保険適用外である上自己負担額が高額であり、経済的な理由から、十分な治療を受けることができず、子どもをあきらめるざるを得ない場合も多くある現状にある。
 - <年間助成回数:1年度当たり2回まで(初年度は3回まで)通算10回まで>
 - <所得制限:夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満>
 - ※不育症については、ヘパリン治療が保険適用となったものの、まだまだその病態等が十分把握されていないため、今後、治療研究と検査・治療方法の確立により支援等を充実していく必要がある。

<参考>

1 主な不妊治療法とその費用

方法	_	一般不妊治療			」医療(ART)	
	タイミン	排卵誘発	人工受精	体外受精	顕微授精	
	グ指導			・胚移植		
治療	基礎体温	排卵誘発	人工的に精	体外で受精	顕微鏡下で	
概要	を基に妊	/10 C 1/2 V		を行い、受		
	娠時期を	- 21 >1 -	に注入する	精卵を子宮		
	指導する	誘発する		に戻す	宮内に戻す	
保険 適用	あり	あり	なし	なし	なし	
備考		1	自己負担額	自己負担額	自己負担額	
VIII 3			(1回当たり) 6 千円~2	(1回当たり) 15~65	(1回当たり) 20~85	
			万円	万円	万円	

特定不妊治療申請件数 申請件数 実組数 1000 800 600 400 400 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度

保険適用の拡大

特定不妊治療 (助成対象)

2 特定不妊治療に対する助成制度

く従来> 今回拡充(平成 25 年 7 月> 150,000円 25,000円 採卵を伴う治療 国基準を上回る治療 (国1/2、県1/2) 回数に対する単県助 (単県上乗せ) 十一成 (計 175,000 円) 75,000円 12,500円 @ 78,000 円/回 ・採卵を伴わない治療 (国1/2、県1/2) (単県上乗せ) ※回数制限無し (計 87.500円)

※国基準:通算5年、10回上限(年2回まで(初年度は3回まで))

⇒ 鳥取県:回数制限の撤廃、単県上乗せ(国基準回数)及び単県助成(国基準を超える回数)

3 一般不妊治療(人工授精)に係る単県補助制度

健康保険が適用されない人工授精に要した経費のうち、自己負担額の1/2を、1年度 当たり10万円まで、通算2年度まで助成。

平成23年度実績 申請件数:158件 実組数:152組 妊娠数(実数):32件

23 国民健康保険制度の基盤強化について

《提案・要望の内容》

- ○社会保障制度改革国民会議では保険者のあり方の議論が先行しているが、まずは構造的な問題の解決に向け、国が責任を持って国の定率負担の引上げなどの基盤強化策を示すこと。その上で、保険者のあり方については、持続可能な制度となるよう、具体的な制度設計について都道府県と十分に調整すること。
 - ※医療費が高い高齢者や保険料負担能力の低い無職者などの低所得者の加入率が高く、財政 基盤が脆弱であるという、国民健康保険制度の構造的問題について解決策を示すことなく、 保険者を都道府県とするだけでは問題を先送りするだけである。
 - ※鳥取県の考える基盤強化策
 - (1) 低所得者・無職者への保険料減免・軽減制度の充実 対象者の拡大、軽減割合の引き上げ等 (社会保障・税一体改革で予定されている500億円の公費投入では不十分)
 - (2) 一部負担金減免制度の充実等

現在、国1/2、保険者1/2負担であるが、保険者負担をなくすなどの財政支援の 充実により、必要な医療を確保し、重症化を予防

(3) 中間所得者層の保険料上昇の抑制

国民健康保険の被保険者の所得に対する保険料の負担割合(9.7%)は年々上昇しており、被用者保険(健保組合4.8%、協会けんぽ7.1%)との公平性の確保という観点からも検討すべき。

(社会保障・税一体改革で予定されている1,700億円の公費投入では不十分)

<参考>

○ 社会保障制度改革国民会議の最近の議論

社会保障制度改革国民会議は4月22日、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移す方向で大筋一致。高齢化による財政悪化や地域格差の広がりを改善することがねらいで、8月上旬にまとめられる報告書において都道府県が運営主体となる方向性が示される見込み。

これまでの国民会議での委員の意見(主なもの)は以下のとおり。

- ・国民健康保険の運営主体は都道府県とするべき。
- ・その際には、都道府県と市町村が適切に役割分担する仕組みが必要。
- ・国保の広域化は、市町村保険者を維持しつつ、都道府県単位の共同事業の改善により対応すべき。

○ 医療費の将来見通し(2010年度→2025年度)

(兆円)

	平成22年度	平成37年度	増 減	年平均	伸び
	(2010年度)	(2025年度)		増加額	伸び率
国民医療費	37. 5	52.3	14.8	1. 0	2. 2%

※厚生労働省「医療費等の将来見通し及び財政影響試算」(平成22年10月25日第11回 高齢者医療制度改革会議資料)より作成

24 表層型メタンハイドレートの調査研究と洋上風力発電の調達価格等の設定について

《提案・要望の内容》

- 〇日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートについて、本年度明治 大学の松本教授らにより鳥取県沖の一部海域他でサンプリング等の資源調査も 実施されているところであるが、調査範囲を更に拡大するとともに、実用化に 向けたより詳細な調査を実施すること。
- 〇また、資源量調査の実施と同時に、表層型についての採掘技術の研究と技術開発を進めることで、実用化試験を経て出来る限り早期に採掘の事業化を実現すること。
 - ※平成24年10月29日に松本明治大学特任教授らにより、日本海東縁および北海道網走沖の表層堆積物の中から塊状メタンハイドレートの回収成功及び日本海西縁(隠岐周辺)の調査海域において、表層型メタンハイドレートの集積を示唆する強い兆候が確認されたことが報告された。
 - ※9月22日から9月30日に鳥取県沖の隠岐トラフで松本教授らによる海底浅部堆積層 へのサンプリング調査が実施される予定。
- 〇様々なタイプの風力発電の開発・普及を図るため、洋上風力発電の調達価格・ 調達期間を早期に設定すること。
 - ※国においても洋上風力発電の実証実験が実施されており、コストデータの把握をできる だけ早く行なって、実態に即した買取価格等の設定が必要。

<参考>

○日本海沖にて表層型メタンハイドレートが賦存していると報告のあった海域



[出典:松本明治大学特任教授作成資料より抜粋]

25 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について

《提案・要望の内容》

〇米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、大橋川改修事業に伴う中海湖 岸堤の整備を促進すること。

【中海湖岸堤の整備(短期整備:6箇所)】

·整備完了: 崎津漁港(H22完了)

工事中 : 渡漁港(境港箇所)、米子空港南側(葭津箇所)

・工事未着手:米子港、旗ヶ崎承水路、貯木場

- ※鳥取・島根両県は、大橋川改修事業の実施に当たり、国が示した工程表に沿って中海湖 岸堤を整備するよう国に求める協定書を締結。(平成21年12月19日)
- ※両県はその推進母体として中海の水に関する諸問題を協議する「中海会議」(国土交通省、 農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等)を設立。(平成22年4月22日)
- ※国としても、斐伊川水系河川整備計画(平成22年9月30日策定)に中海湖岸堤の整備促進を明記しており、国はこの計画に基づいた着実な整備を進める必要がある。
- ○中海の水質改善に向けて、国レベルで実施されている流動や堤防開削に係る影響の調査等により、汚濁機構等の解明を図ること。
- 〇浅場造成、植生帯の復元、中海における湖底環境の改善など、新たな対策の検討も含め、具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。
 - ※中海においては、平成元年度から湖沼法に基づく水質保全計画に取り組み、平成21年度に第5期計画を策定し、関係機関と連携して各種浄化対策を推進しているが、依然、環境基準は達成されず、平成26年度は新たに第6期計画の策定時期となる。
 - ※平成22年4月に設置した中海会議では、中海における水質改善を進めるため、観測の強化・推進の意見が出され、平成24年度に国土交通省は米子湾流動等の現地調査を、島根県、鳥取県は米子湾流動シミュレーション解析等を行い、流動等の特徴を把握し、解析等を実施しているところ。
 - ※環境省では、汽水湖調査検討会(H23-25・全国調査)において、中海の堤防撤去と開削の 影響等をまとめると聞いており、国レベルの研究や浄化対策の成果普及と両県の行う調 査・研究等との連携強化を行うこと。
 - ※併せて、国では、浅場造成、植生帯復元等を進められているが、小規模で効果は限定的であり、一層の規模拡大、自然浄化機能の再生促進や湖底環境の改善など、更なる水質浄化対策を積極的に推進すること。

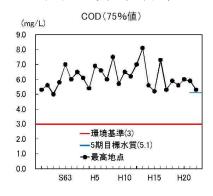
〈参考〉

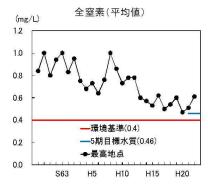
○国が示した「斐伊川水系河川整備計画」における湖岸堤の整備計画

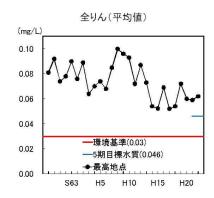
			整備箇所(は短期	朝整備箇所
区分	番号等	県名	箇所名	延長(m)	優先順位
	(1)		境港市西工業団地(貯木場北)	1, 200	II ①
	無堤 (貯木場)		境港市西工業団地(貯木場)	20	I
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400	II ①
	漁港 (境港市)		渡漁港	700	I
	(1) 💥		境港市佐斐神町(空港北)	800	II ②
	自衛隊基地		境港市佐斐神町(空港南)	500	I
4.16	(防衛省)		米子市葭津(空港南)	500	
中海	(3)	鳥取県	米子市葭津	100	II ①
右岸	漁港 (米子市)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	米子市葭津(崎津漁港)	400	I
	無堤 (普通河川)		米子市旗ヶ崎	30	I
	(2)		米子市旗ヶ崎	500	II ②
	(3)		米子市灘町(米子港 野積場)	800	II ②
	港湾 (鳥取県)		米子市灘町(米子港 食品団地)	100	I
	(4)	1	米子市灘町(米子港 防波堤)	600	II ①
	(5)	1	米子市内町(ポンプ場前)	40	II (1)



○中海の水質の経年変化







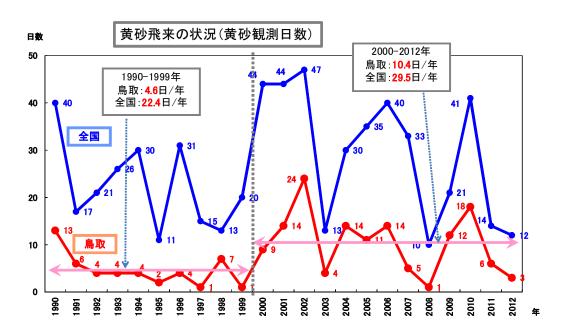
26 黄砂問題等、広域大気汚染に対する取組の推進について

《提案・要望の内容》

- 〇黄砂問題を含め、近年、広域汚染や越境汚染が問題となっている微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントなどの大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せて、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに分かりやすく情報提供すること。
- ○大陸からの黄砂やPM2.5等の大気汚染の影響を軽減するため、黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。
 - ※ 近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の 約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また数年前からは、近年見られ なかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の 砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国にお いては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。
 - ※ 中国においては、PM2.5の値が1,000 μ g/m³を超える値が報道されるなど、大気汚染が深刻であり、その広域的汚染が日本にも及んでいると言われている。鳥取県においても、PM2.5の環境基準は達成されておらず、また、暫定的な指針値を超えた日も見られている。また、光化学オキシダントの環境基準も本県は達成できていないが、全国的にも同様であるところ。
 - ※ 黄砂やPM2.5は、呼吸器疾患やアレルギー等人の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。
 - ※ 特に、PM2.5の人への健康影響に関しては、住民の関心が非常に高いにも拘わらず、知見が乏しく、国が提供されているQ&Aにおいても、PM2.5の健康リスクは未だ曖昧なものとなっている。
 - ※ 平成24年度に本県で開催された、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、江原道、吉林省で構成される第5回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会において、黄砂問題に対して、今後、モンゴル中央県など発生源地域の状況等を確認したうえで、農業支援や人材育成などこれまで以上に連携を強め、大学等の技術協力も得ながら具体的に取り組んでいくことを確認されたところ。

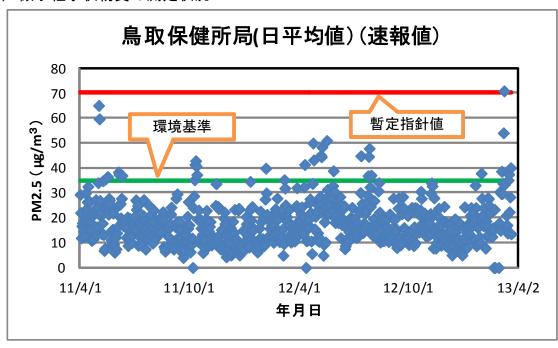
<参考>

(1) 近年の黄砂飛来状況



- 〇 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数の増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている2.5 μ m以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。

(2) 微小粒子状物質の測定状況



- 鳥取県では、PM2.5を平成23年度より測定しているが、過去の1時間値の最高値は、 $89 \mu g/m^3$ を記録している。
- 国の暫定的な指針値 (日平均値70 μ g/m³) を超える値を測定した日が見られている。

27 市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について

《提案・要望の内容》

〇一般廃棄物の適正処理に不可欠な焼却施設等の整備・改良は、自治体に大きな 財政負担を伴うが、近年、循環型社会形成推進交付金が要望額を大幅に下回る 事態が生じており、自治体によっては事業実施に支障を来すおそれがあること から、当該交付金について要望額に見合う予算額を確保すること。

※循環型社会形成推進交付金のH 2 5年度内示額は要望額の6割程度の配分となった。 <主な交付金活用事業>

事業主体	事業内容	H25内示状況			H26要望
		要望額	内示額	不足額	予定額
鳥取中部ふる	焼却施設の	242, 381千円	156,211千円	△86,170千円	207,443千円
さと広域連合	基幹的設備改良				

- 〇また、焼却施設の設備改良に係る当該交付金の採択について、二酸化炭素の削減率によって補助率が優遇されているが、既に最新の省エネ設備を導入している焼却施設においては、設備改良による二酸化炭素の大幅な削減が困難なことから、現行の設備内容等を勘案して補助率を適用するなど、採択要件の緩和を検討すること。
 - ※循環型社会形成推進交付金対象事業に平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加され、補助率1/2が適用される採択要件は、二酸化炭素の削減率が20%以上となっている。(通常の補助率は1/3)
 - ※米子市は、平成27年度から焼却施設の改良を計画しているが、既に最新の省エネ設備等を導入していることから、20%以上の二酸化炭素削減は困難となっている。

28 三徳山の大山隠岐国立公園への編入について

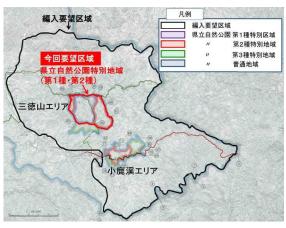
《提案・要望の内容》

○国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、自然環境の保護・保全とその 適切な利用を図りながら将来に引き継いでいくため、地理的且つ歴史的にも関 係の深い大山隠岐国立公園に確実に編入すること。

<参考>

- 本県中部に位置する三徳山は、急峻な小さな尾根や谷、断崖など複雑な地形で形成されており、低標高地にありながら冷温帯にみられる植生が存在するとともに、国宝投入堂をはじめとして、国指定重要文化財の文殊堂など多数の文化財も擁している。さらに、地域一帯には国の天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ多くの野生動物の生息地としても知られ、生物多様性保全の観点からも極めて重要な区域である。
- 本県の大山隠岐国立公園への編入要望を受けて、環境省中国四国地方環境事務所から 三徳山の特殊性・希少性について以下の高い評価をいただき、平成25年秋の中央環境審 議会諮問を目指して、実務作業を進めて頂いているところ。
 - ■三徳山の県立自然公園第1種・第2種特別地域のエリアは、常緑広葉樹の自然林と 落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほぼここにしかなく、 極めて希少。
- ついては、生物多様性の屋台骨といわれる国立公園に確実に編入されるよう、特段の御 高配をお願いする。









29 ジオパーク活動の取組への支援等について

《提案・要望の内容》

- 〇ユネスコの正式プログラム化に向けて、全面的に支持すること。
- ○国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において所管する官庁を設け るなど、一体的な推進体制を整えること。
- 〇ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ○ジオパークに親しむ観光の充実や学校教育での活用などの取組を支援するこ
 - ・ユネスコは、ジオパーク活動を「支援事業」から「正式プログラム」とすることの可否につい ての検討を進めており、次回の第37回総会(H25年秋開催)で議題とされる予定。
 - ・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、 国としての一体的な推進体制が望まれている。
 - ・科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園(地質遺産)を保護し研究に活用するとと もに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活 性化。

<経過>

H16 (2004) ユネスコの支援により「世界ジオパークネットワーク」が設立

H21 (2009) 「日本ジオパークネットワーク」設立

H22 (2010) 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟

<日本国内のジオパーク> (H25年7月現在)

- 世界ジオパーク 5 (山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、室戸)
- 日本ジオパーク 2 0
- ・認定を目指す地域 20

45地域(32都道府県)

・国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだまだ低く、国レベルでのP Rや、学校教育でのジオパークの活用(教科書への掲載等)などが重要

く参考>

《山陰海岸ジオパーク》

Oジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

〇主な地形・地質学的特徴

うらどめかいがん

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形(鳥取砂丘、浦 富海 岸など)
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見(玄武洞)
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源(岩井温泉、城崎 温泉など)





(浦富海岸)





30 スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について

《提案・要望の内容》

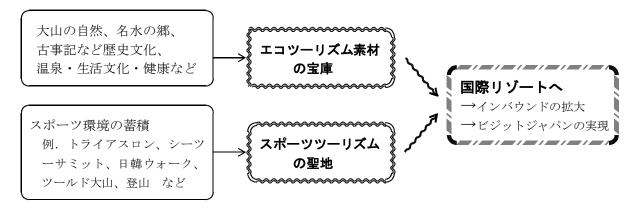
〇スポーツツーリズム・エコツーリズムの推進に意欲的に取り組んでいる地方 に対して、積極的な支援を行うこと。

- ※スポーツツーリズム先進モデル事業(鳥取県単県事業)への支援
 - ①アジアのサイクリング大ブームを受けて、自転車コースに最適な環境を有する大山中 海エリアを自転車観光の先進的取組を実施するモデル地区として指定及び支援
 - ②鳥取県内にあるウォーキングコース及びサイクリングコースを、国推奨のコースとして PR
 - ③国内トライアスロンの発祥である「全日本トライアスロン皆生大会」や「皆生大山 SEA TO SUMMIT」をはじめ、鳥取県で開催される主要なスポーツイベントへの積極 的な支援
 - ④日本・台湾・韓国・中国を巡る「ツール・ド・アジア (仮称)」大会開催の実現に対する支援など、民間スポーツ国際交流への積極的支援
 - ⑤環境保全型旅行形態として自転車旅行拡大を目指す鳥取県への支援
- ※「エコツーリズム国際大会 2013in 鳥取」開催後のエコツーリズムの聖地鳥取県への支援
 - ①エコツーリズムプログラムの充実や情報発信、普及、大学連携に向けた支援
 - ②鳥取県の貴重な地域資源である国立公園(大山、鳥取砂丘、山陰海岸等)の利活用について、地元との一層の連携強化

<参考>

鳥取県の取組の方向

- ○おすすめウォーキングコース・サイクリングコースの設定などを行い、若者・家族のスポーツ活動を活性化し、さらに、自然・歴史・人の営みなどの「地域文化」の魅力を伝える体験プログラムを充実させるなど、エコツーリズム国際大会開催の地元機運を高める。
- ○台湾、韓国などでは登山・ウォーキング・サイクリングなどを日常的に楽しむ人が増えている。国内外で環境や健康志向がより一層高まっており、生涯スポーツがライフスタイルとして定着しつつある。
 - → 世界各国が抱いている震災後の日本の不安イメージを払拭するため、空前のアウトドアブームに沸くアジア各国(台湾・韓国・中国)と日本の民間レベルでのスポーツ交流イベントを共同開催し、安心・安全をアピールする。



31 強い水産業づくりのための総合対策について

《提案・要望の内容》

- 〇平成25年6月5日に公表された漁業用燃油緊急「特別対策」に加え、燃油使用量に応じた緊急助成を実施する「緊急対策」の枠組みを早急に制度化するとともに、速やかな補正予算措置を講ずること。
- ○漁業経営の強化や付加価値向上に資する強い水産業づくりのための「総合対策」 の枠組みを早急に制度化するとともに、速やかな補正予算措置を講ずること。
 - ※ 燃油高騰に対応できる魚価対策・流通対策として、消費地拡大・直接販売につなげる ための鳥取県漁協による運搬車両(保冷車)整備といった取組が補助対象となるよう、 強い水産業づくりのための総合対策の拡充を図ること。
- 〇収益性の高い漁船漁業の再構築に向け、平成24年度で終了した「担い手代船 取得支援リース事業」等について、再制度化及び補助率の引き上げを行うこと。 また、「もうかる漁業創設支援事業」において、同一地域、同一漁業種類で複 数隻の事業実施が可能となるよう、採択基準の緩和及び手続きの合理化を図る こと。

<参考>

■漁業用燃油緊急特別対策に関する大臣談話(6月5日 自民党水産基本政策小委員会)

「省を上げて、財務省と折衝した。これで100点満点とは当然思っていない。参院選後には大型補正予算も必要となってくる。そのときに、<u>足らざるものについては補正で対応する</u>ことも検討している。」(江藤農水副大臣)

- ■自民党が示す漁業用燃油緊急特別対策にかかる3つの柱(6月5日自民党水産基本政策小委員会)
 - ・1つ目の柱… 漁業用燃油緊急「特別対策」
 - ・2つめの柱… 燃油使用量に応じた緊急助成を実施する「緊急対策」
 - ・3つめの柱… 強い水産業づくりのための「総合対策」

■鳥取県漁協の魚価対策・流通対策

大型保冷車を整備し、輸送費の削減、遠隔地への輸送時間の短縮を図り、経済的・機動的な産地直送を実現、関西量販店での水揚げ日の店頭販売に対応し、活魚や高鮮度魚の更なる取引拡大、産地評価の向上に繋げていく6次産業化プランを策定中。

32 畜産飼料安定供給体制の構築について

《提案・要望の内容》

- 〇飼料自給率を向上し、国産飼料基盤に立脚した畜産経営を達成するため、平成 24年度2月補正で実施した「畜産経営力向上緊急支援リース事業」を次年度以 降も実施すること。
- 〇飼料用米の生産量を現状より増加させるため、次年度以降も飼料用米等の新規需要米に対する8万円/10aの交付金を継続することに加え、現在、耕畜連携助成の資源循環の対象作物になっていない飼料用米を新たに指定すること。
- 〇配合飼料価格が高止まった場合でも、生産者負担を軽減できるような制度に配 合飼料価格安定制度を見直すこと。
 - ※国が平成24年度2月補正で実施した畜産経営力向上緊急支援リース事業は、国が機械 リースをする場合の一部を助成しており、安定した自給飼料生産体制を構築するための 施策として評価できる。

ただ、本県のみならず、全国的にも要望が多いため、要望のすべてが認められない可能 性がある。

県リース要望:51件(総事業費240百万円)に対し、現在承認済12件(総事業費40百万円)。

- ※耕畜連携助成のうち、飼料生産水田への堆肥散布の取組に対して10aあたり1.3万円が助成されることになっているが、その作物に飼料用米が含まれていない。
 - 飼料用米の生産拡大をするためには、耕畜連携助成の対象作物とすることで更なる増産が 可能となる。
- ※この度、7-9月の配合飼料価格の生産者負担を軽減させるために、総額101億円の緊急対策を実施され、生産者負担を軽減する措置として評価できるが、それでも生産者が負担する配合飼料価格は過去最高となった。
- ※次期四半期の配合飼料価格の先行きも不透明であり、その差額を完全に補てんできるとは限らず、現在の通常補てんと異常補てんの仕組みを一本化し、なおかつ、現在の前年平均ではなく、過去7年間の5中平均にするなど、生産者の経営にとって不利益とならない制度とすることが必要。

33 県農地中間管理機構(仮称)制度について

《提案・要望の内容》

〇現在国において検討されている、県農地中間管理機構(仮称、以下、機構。) の制度設計に当たっては、地域の農業・農地の現状や、受け皿となる組織の体 制等について十分配慮すること。

【特に配慮をお願いしたい事項】

- ・本県は中山間地域も多く、規模拡大だけでは農地の維持はできないところもある。事業対象農地は担い手への集積が可能な農地とするなど、県にある程度の裁量を持たせること。
- ・機構及び業務の委託先として想定される市町村やJA等の人件費を十分に 確保するとともに、これら組織の業務の推進について、法的な整理・明確 化を行うこと。
- ・機構が実施する基盤整備について、現行の土地改良法や農業農村整備事業 との整合性を図ること。
- ※4月23日の産業競争力会議で農林水産大臣が、担い手への農地集積・耕作放棄地の解消の強化策として、県農地中間管理機構(仮称)等を提案。6月14日に閣議決定した「日本再興戦略」の中で機構の整備・活用を明記。
- ※国は、受け皿として各都道府県の農地保有合理化法人を想定しているが、本県では、積極的に農地の中間保有に取り組んだこと等により財政状況が悪化した過去の事情もあり、受け手が見つからないまま塩漬けの農地を抱え、農地の管理経費だけが嵩んでいく懸念がある。
- ※農地の利用調整は、多大な労力とノウハウが必要な難易度の高い業務であり、本制度が円滑に実施されるには、機構や、業務委託先として想定される市町村公社、農協等職員が果たす役割が非常に大きく、現在の体制では対応が困難であり、人材の確保とともに職員人件費の十分な措置が必要である。
- ※機構は、全額国費負担により、簡易な基盤整備を行うことが可能とされているが、現在 受け皿となる農地保有合理化法人には土地改良事業の技術者は不在であり、土地改良事 業団体連合会等の協力を得るための体制づくりが不可欠である。また、過去の土地改良 事業や既存の制度との整理が必要である。

34 森林整備加速化・林業再生基金にかわる財源措置について

《提案・要望の内容》

○復興予算の使途の厳格化に伴う森林整備加速化・林業再生基金の国への返還に ついて、同基金は復興木材の安定供給のみならず、地域の森林・林業・木材産 業の再生のために必要な事業であることから、基金の返還に伴う支障が生じな いよう代替財源の確保を図ること。

<参考>

【国への返還額】1,592百万円

(単位:百万円)

-					
	配分額	H24執行額	H25予算額	H26計画額	
間伐等	934	242	366	326	
林内路網の整備	2,157	610	824	550	
森林境界の明確化	149	46	43	60	
細計	3,240	898	1,233	936	
高性能林業機械の整備	207	139	48	20	
木材加工流通施設の整備 (乾燥機、木材加工機など)	477	23	63	350	
木質バイオマス利用施設 (ボイラー、粉砕機など)	116	10	65	41	
地域協議会の運営、調査等	60	17	22	21	
細計	860	189	198	432	
H24 執行残額				214	
小計	4,100	1,087	1,431	1,582	
運用益	10				
計			_	1,592	

35 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業(天井等の非構造部材対策を含む)を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、私立学校に対する耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

- ・耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引上げ *現行… I s 値 0.3 未満:1/2、I s 値 0.3 ~ 0.7:1/3
- ・耐震化の必要な老朽化した私立中・高等学校の改築費用の補助対象化
- 〇地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する 地方財政措置を継続するとともに、補助額の算定における配分基礎額と実工事 費に乖離があるので、実情にあった補助単価とすること。
- 〇公立学校施設の耐震化事業については、国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末までとされているため、各市町村では平成27年度までの完了を目指して取り組んでいるが、工期の関係でやむを得ず28年度まで完了がずれ込まざるを得ない場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度末まで延長すること。
- 〇学校施設の避難場所としての機能を充実するため、防災機能強化のための補助制度を充実するとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校における対象工事の拡充を行うこと。
- 〇非構造部材の耐震対策を進めるため、屋内運動場等の天井落下防止対策に関し、 点検用マニュアルを作成されたところであるが、学校設置者による点検がスム 一ズに実施できるよう、校舎等を含むそのほかの非構造部材についても耐震対 策が必要な異常の有無を判断するための明確な基準及び点検方法を示すこと。

く参考>

【鳥取県内学校の耐震化率】

区分	公立小中学校	県立高等学校	私立学校(H2	24.4.1現在)
	(H24.4.1現在)	(H24.4.1現在)	高等学校	幼稚園
鳥取県	76.3%	78.1%	60.8%	65.9%
	(567棟/743棟)	(175棟/224棟)	(31棟/51棟)	(27棟/41棟)
全 国	84.8%	82.4%	75.7%	75.2%

36 県内航空便の充実・発展について

《提案・要望の内容》

- 〇鳥取県では、地域と首都圏を結ぶ唯一の高速交通である航空便の拡充を図るため、鳥取空港、米子鬼太郎空港の利便性向上や増便実現に向けて官民一体となって「羽田空港発着枠に係る政策コンテスト(仮)」も含めた取り組みを進めているところであり、国としても増便により期待される効果や地域活性化に果たす役割を考慮し、地方航空ネットワーク充実の観点からこれら2空港の増便について必要な措置を講ずること。
- ○特に、鳥取空港については、冬季の気象条件が厳しく欠航が多いこと、上記のとおり東京増便に向けて地域を挙げて取り組んでいること等から、十分な航空機運航の安全性の確保及び利便性の向上のため、飛行場対空援助業務について、予定しているリモート(RAG)化を中止し、現状維持を図るよう強く要望する。
 - ・鳥取空港においては、国が主催する「羽田空港発着枠に係る政策コンテスト(仮称)」 に向け航空会社と連携して提案の準備を行っており、鳥取空港へのアクセス向上のた めの高速道路整備等の更なる利用促進の取組みを進めているところ。
 - ・米子鬼太郎空港においては新たにエコツアーと連動した旅行商品を航空会社と連携して打ち出すなど新規利用者の獲得に向けた新たな取り組みも進めているところ。
 - ・鳥取空港では、冬季の気象条件は厳しく、降雪時には視界不良により毎年約40便欠航することから、県民のみならずビジネス客や観光客に信頼性が低く、不平・不満の声を県議会でも取り上げられており、この改善が喫緊の課題となっている。
 - ・さる6月12日に大阪航空局から当方に、平成27年度から飛行場対空援助業務をリモート (RAG) 化するとの説明があった。これは鳥取空港の場合、この10年間は増便されることなく現在に至っていること、及び交通量が少ないから等ということであった。
 - ・現在、レディオ空港として運航情報官が鳥取空港出張所管制塔で行なっている飛行場 対空援助業務を大阪国際空港の飛行場援助センター (FSC) で行うとのことであり、 さらに、管制塔は耐震力不足のためリモート化に併せて撤去する計画とのことである。
 - ・遠隔地での業務となれば、管制塔から目視により得られる飛行場の状態等が監視カメ ラによる情報となり、質、量とも限定されることが懸念され、かつ緊急時の対応力が 確保されるのか懸念される。
 - ・また、鳥取空港管理事務所が行う各種飛行場管理業務(滑走路点検、除雪、路面状況 調査等)は、運航情報官と空港内無線で適宜情報交信を行なっているが、リモート化 後の管理事務所内固定電話による交信となれば、時間も手間も要すると推測され、冬 季の気象条件が厳しくかつ刻々と変化する中で、迅速で的確な情報連絡が確保できる のか懸念される。加えて、中継伝達を行う空港職員の増員が必要となる。

<参考>

○県内2空港の利用状況等

1/1 1 5 T1E 45 1 43 14 4CDE 1						
	便 数	4~6月利用者	対前年増			
鳥取空港	4 便/日	79,767人	9.2%			
米子鬼太郎空港	5 便/日	120, 370人	20.6%			

○鳥取空港就航状況の推移

単位:便

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
欠航便数 (通年)	4 4	5 2	5 2	9 1	5 6
冬季欠航便数(12~3月)	3 5	4 1	4 6	5 9	3 3
就航率 (12~3月)	96.4%	95.8%	95.2%	94.0%	96.6%

37 7月15日の大雨によって被災した公共土木施設等の復旧対策等について

《提案・要望の内容》

〇7月15日の大雨により、県内各地で被災した河川、道路・砂防等の公共土 木施設等の復旧等に要する必要な経費を確保すること。

※平成25年7月15日の大雨により、県中西部で河川、道路、砂防等の公共土木施設等の災害が多数発生した。

- →箇所数 118箇所(県災害 62箇所、市町村災害 56箇所)
- →被害額 約27億円(県災害 約21億円、市町村災害 約6億円)

特に、県西部では、観測史上最大(米子:最大60分雨量66.5mm、 江府:最大24時間雨量219.5mm、最大60分雨量87.0mm)や7月の観測 史上最大(大山:最大24時間雨量222.5mm、最大60分雨量68.5mm)の 雨量を記録し、国道や主要地方道等が土石流や土砂崩落等によって甚大な被害を受けた。 また、この大雨により、土石流、斜面崩壊や河川の護岸崩壊等も発生した。

現在、緊急的に崩落土砂撤去、路面復旧、仮護岸等の応急工事を実施しており、 引き続き、住民の安全で安心な生活を確保するため、早期全面復旧が切望されている。

く参考>

大雨による公共土木施設等の災害(県・市町村)の概要(鳥取県)(7月24日時点)

(単位:百万円)

	県		市町村		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
河川	14	116. 5	20	413. 4	34	529. 9
道路	21	319. 0	36	186. 3	57	505. 3
砂防	17	399. 5	0	0	17	399. 5
公共土木施設災害 計	52	835. 0	56	599. 7	108	1, 434. 7
土砂災害等	10	1, 320. 0	0	0	10	1, 320. 0
合 計	62	2, 155. 0	56	599. 7	118	2, 754. 7

平成25年7月15日 大雨による南部町(上・下中谷,大木屋)の被災状況 岩美 1 鳥取空港 米子空港 はわいごろ /// 皆生 /55/ 東郷 鳥取市 倉吉市 三朝 米子市 大山 鳥取 鳥取県 護岸が流出、民家が埋没 寺谷川 土砂流出 (南部町下中谷 幹件) 伯耆大山停車場線 西伯伯子 180 賀祥 2 護岸が流出、水道施設が埋没 赤谷川 土砂流出 (南部町上中谷 赤谷) 大木屋 国道180号 土砂流出 (南部町大木屋) 3 (4)道路全面に崩土が堆積 道路路肩が崩落

38 7月15日の大雨による災害の復旧対策等について

《提案・要望の内容》

○大雨により鳥取県西部地域を中心に、農作物をはじめ、農地・農業用施設、林道、作業道施設および治山施設などに甚大な被害が生じている。

被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、必要な復旧事業費を確保すること。

※平成25年7月15日に発生した大雨により、本県西部地域を中心に水稲や多数の農地、水路等の農業用施設被害、林道施設および山地に多大な被害が発生した。

【観測史上最多雨量を記録】

県西部江府町において<u>最大時間雨量87mm</u>、<u>最大24時間雨量219.5mm</u>を記録

【農地・農業用施設の被害状況】

発生地域:県内10市町

発生状況:県西部地区を中心に水田、畑の畦畔及び法面の崩壊および土砂の流出。また それに伴う水稲への被害が発生。

更に、頭首工の全損、水路の崩壊・損傷、法面の崩壊による水路の閉塞。 農道路面の陥没、法面の崩壊および橋梁の流失など甚大な被害が発生。

【林道等被害状况】

発生地域:県内6市町

発生状況:県西部地区を中心に林道および作業道の路体、盛土、路側、法面、路肩の 崩壊があり一部通行不能となっている。また、造林地の崩壊および立木の折

損の被害が発生。

【山地から重要交通網への土砂流出】

山地荒廃地から発生した土砂は、林道施設を破壊し広島県北東部と県西部を結ぶ国道 180号線を寸断した。また、岡山県北部と県西部を結ぶ国道 482号線においても 山地から大量の土砂が流出し、通行不能となっている。

<参考>

大雨による農業関係、山地関係被害状況(平成25年7月26日現在調べ)

区分	箇 所 数	被害額	備考
農作物被害	9 箇所	3百万円	水稲
農地	358箇所	5 1 5 百万円	水田、畑
農業用施設	213箇所	578百万円	頭首工、水路、
			農道、橋梁
林 道 施 設 等	55箇所	151百万円	作業道、造林
			地、立木
治山関係施設	3 箇所	280百万円	
合 計	638箇所	1, 527百万円	

注)被害金額等、現在調査中で判明部分のみ記載

平成25年7月15日大雨による主な被害状況

【農地・農業用施設被害】



〇水田の畦畔が崩壊し、畑に崩壊土が流入 (県西部:米子市)



〇山からの出水による農道の崩壊(県西部:江府町)



〇水路法面の崩壊が水田の畦畔までおよぶ(県西部:南部町)

【林道施設被害】



〇林道の路体崩壊(県西部:南部町)

【山地被害】 ○国道への土砂流出



国道180号線(県西部:南部町)



国道482号線(県西部:江府町)

39 7月15日の大雨による災害に係る特別交付税の措置について

《提案・要望の内容》

○7月15日の大雨により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設等について多くの被害が発生した。県内市町村において大雨被害に対する緊急対応 や復旧対策を講じなければならない。

ついては、この度の大雨被害に係る緊急対応及び復旧対策経費に対する県内市町村への特別交付税の措置について、格別の配慮をお願いしたい。

【観測史上最多雨量を記録】

県西部地区を中心に局所的な大雨に見舞われ、特に江府町において<u>最大時間雨量87mm</u>、最大24時間雨量219.5mmを記録

【被害の影響】

県内各所において、土砂崩れや斜面崩壊等が相次ぎ、河川や道路網が甚大な被害を受けたことにより、施設の復旧はもとより、観光、物流等への影響や風評被害等も懸念される。

また、農地や森林等においても法面崩壊等による施設の復旧や、農作物への被害をはじめとする農林業への影響も懸念される。

く参考>

大雨による公共土木施設等の災害(県・市町村)の概要(鳥取県)(7月24日時点)

(単位:百万円)

	県		市町村		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
河 川	14	116. 5	20	413. 4	34	529. 9
道路	21	319. 0	36	186. 3	57	505. 3
砂防	17	399. 5	0	0	17	399. 5
公共土木施設災害 計	52	835. 0	56	599. 7	108	1, 434. 7
土砂災害等	10	1, 320. 0	0	0	10	1, 320. 0
合 計	62	2, 155. 0	56	599. 7	118	2, 754. 7

大雨による農業関係、山地関係被害状況 (7月26日時点)

区分	箇 所 数	被害額	備考
農作物被害	9 箇所	3 百万円	水稲
農地	358箇所	5 1 5 百万円	水田、畑
農業用施設	213箇所	5 7 8 百万円	頭首工、水路、
			農道、橋梁
林 道 施 設 等	5 5 箇所	151百万円	作業道、造林
			地、立木
治山関係施設	3 箇所	280百万円	
合 計	638箇所	1, 527百万円	

注)被害金額等、現在調査中で判明部分のみ記載

40 太平洋側からの暖湿気流入による集中豪雨に関する 激甚災害の早期指定について

《提案・要望の内容》

○太平洋側からの暖湿気流入による激しい集中豪雨によって、7月に全国各地で 甚大な被害が発生していることから、これらの被害について早期に「激甚災害に 対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく本激の指定を行い、必 要な財政措置を講じること。

また、局地的な被害についても、同法に基づき早期、適切に対処すること。

※本県でも、14日午後11時から15日午後2時までの15時間に大山町で222.5ミリ の雨を観測。また、1時間当たりの最大降水量は江府町で87ミリ、米子市で66.5ミリと、 いずれも観測史上最多を記録し、鳥取県の南部町と江府町において甚大な公共土木施設被害や 農林被害が発生

<参考> 7月15日の豪雨による鳥取県内の被害状況

1 公共土木施設等の被害(7月24日時点)

(単位:百万円)

	県		市町村		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
河 川	14	116. 5	20	413. 4	34	529. 9
道路	21	319.0	36	186. 3	57	505. 3
砂防	17	399. 5	0	0	17	399. 5
公共土木施設災害 計	52	835.0	56	599. 7	108	1, 434. 7
土砂災害等	10	1, 320.0	0	0	10	1, 320.0
	62	2, 155. 0	56	599. 7	118	2, 754. 7

2 農業関係、山地関係被害状況 (7月26日時点)

区分	箇 所 数	被害額	備考
農作物被害	9 箇所	3 百万円	水稲
農地	358箇所	515百万円	水田、畑
農業用施設	213箇所	578百万円	頭首工、水路、
			農道、橋梁
林道施設等	55箇所	151百万円	作業道、造林地、
			立木
治山関係施設	3 箇所	280百万円	
合 計	638箇所	1,527百万円	

(注)被害金額等、現在調査中で判明部分のみ記載

3 南部町及び江府町の被害状況(7月24日時点)

(単位:千円)

	公共土木施設被害			農林水産被害			
市町村			局激の	本激の嵩上			局激の
	被害額	H24標準	指定基準	げ基準(注)	被害額	H18農業所	指定基準
		税収入額	標準税収	標準税収		得推定額	農業所得
			入額の20%	入額の5%			Ø10%
南部町	395, 350	951, 039	190, 208	47, 552	499, 806	590,000	59, 000
江府町	101,000	753, 561	150, 712	37, 678	44, 181	300,000	30, 000

(注) 7月15日の豪雨について、鳥取県外の被害も含めて本激の指定があった場合に、 補助率の嵩上げを受けることができる基準。なお、農林水産被害については、平成25年の 1年間の災害復旧事業等の補助額が用いられる。